

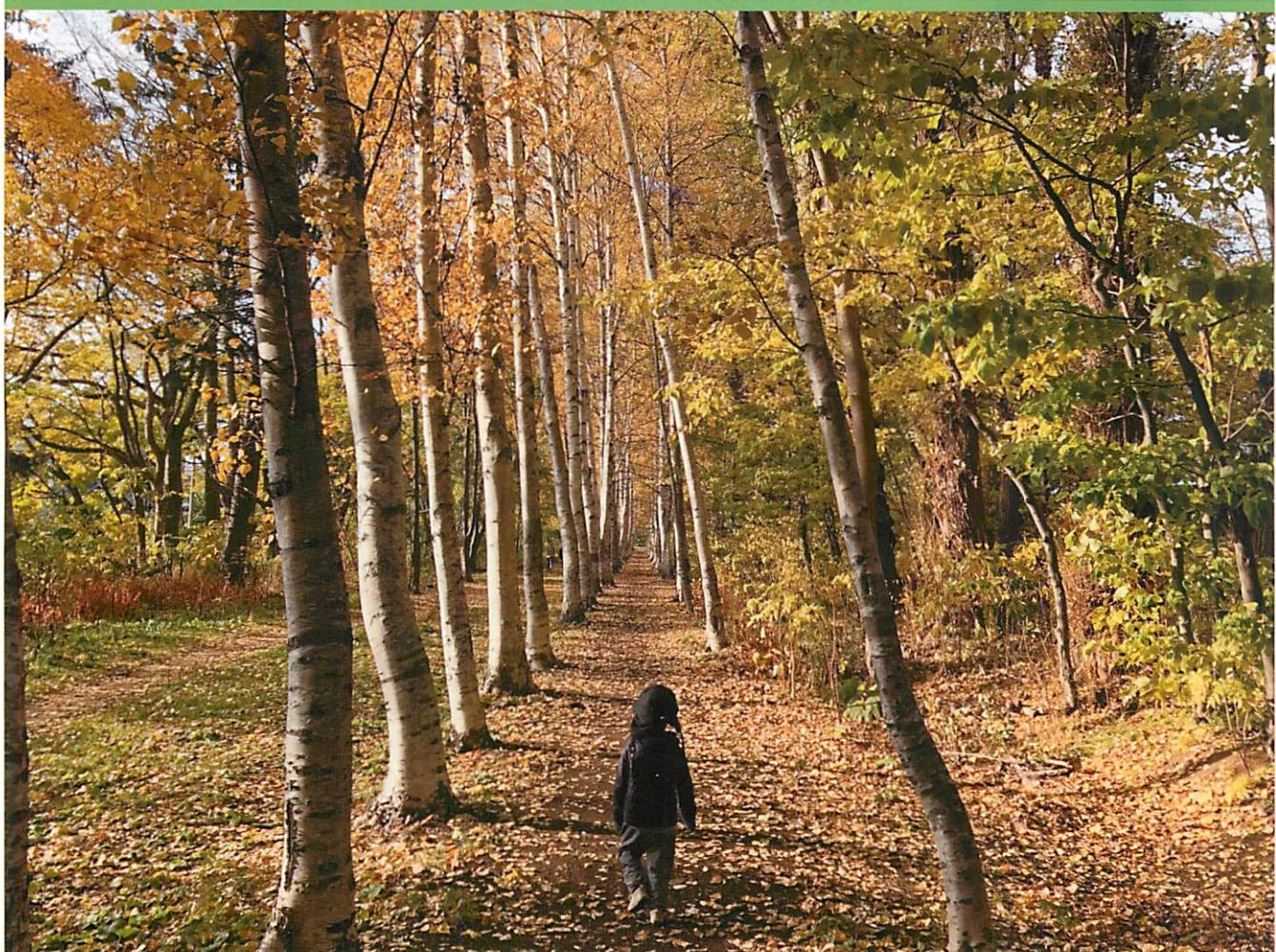
# 北間連だより

No.84

令和5年1月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 戸澤 亨 事務局／〒060-0034 札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの 間税会



札幌市 我が心の屯田防風林

## 《主要目次》

●札幌国税局長年頭のあいさつ	2	●令和4年度アンケート結果	8～9
●会長年頭のあいさつ	3	●活動だより	10～11
●令和4年度納税表彰	4	●国税広報	12～15
●全間連第49回通常総会（長崎大会）	5	●編集後記	16
●税の標語	6～7		

## 年頭のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、北海道間税会連合会の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

戸澤会長をはじめ、会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。



札幌国税局長  
こうろ むつひこ  
上良 瞳彦

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした活動に精力的に取り組まれ、平成元年4月の消費税創設以降、消費税の会として事業者・消費者に対する啓発活動の先頭に立ち、「消費税制度定着推進運動」、滞納防止のための「期限内完納運動」を推進されております。

新型コロナウィルス感染症の影響が長引くなかでも「e-Tax の利用促進」や租税教育の一環であります「税の標語」募集活動にも積極的に取り組まれるなど、皆様のご尽力に対しまして、深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。

ご承知のとおり本年10月1日から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始されます。

適格請求書発行事業者となるための登録申請の期限は、原則本年3月末となっておりますので、登録を予定している会員の皆様には、早期の登録申請をお願いするとともに、取引先で登録要否の判断に悩まれている、または制度をご存じない事業者などには、国税庁のホームページにある「インボイス制度特設サイト」のご紹介や、局署主催のインボイス制度説明会参加のご案内をお願い申し上げます。

登録がお済みの会員の皆様は、取引先への登録番号の通知や、取引先の登録状況の確認、インボイス制度に対応した帳簿や請求書等のご準備をお願いいたします。

国税当局としましては、インボイス制度の円滑な開始に向けて、事業者の方に制度の理解を深めていただいた上で、対応や準備を進めていたることが重要と考えておりますので、引き続き局署主催の説明会の開催や、各種団体への講師派遣、更には今後の確定申告会場での対応等、制度の周知・広報に、積極的に取り組んでまいります。

これまでも、貴会及び単位会の皆様には、説明会の開催などインボイス制度の周知・広報にご尽力いただいておりますが、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

消費税はその税収の規模から国の基幹税として位置付けられておりますので、消費税に関する国民の関心も非常に高く、税務行政の良き理解者である北海道間税会連合会の皆様の活動は、ますます重要なと考えております。

貴会会員の皆様とは、長年培ってまいりました協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、北海道間税会連合会のますますのご発展と会員の皆様の更なるご繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 年頭のあいさつ



北海道間税会連合会会長

戸澤 亨

年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様には、新たな希望のもと健やかに新春をお迎えのこととお慶びを申し上げるとともに、平素から当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいたしておりますことに、心よりお礼を申し上げます。

また、国税ご当局の皆様には、当連合会に対し深いご理解と多大なご支援を賜り、この場をお借りし厚くお礼を申し上げます。

新型コロナ感染症の影響が、依然として色濃い状況にありますが、それでも確実に通常の生活に戻りつつある昨今であります。

歴史を紐解くと、何らかの障害が人類に立ち塞がった時、それを克服した後には、新しいライフスタイルやビジネスモデルが表れると言われています。今回のコロナ禍も我々の生き方や仕事の仕方に新たな視点を見出させてくれるのではないかと思っている次第であります。

さて、令和への移行に伴い我が国の予算は100兆円の大台に乗りましたが、消費税は国の基幹税として、その税収のトップを占めている現状にあります。このように重要な役割を担っている消費税に様々な提言を行っている間税会の役割は、益々重要なものとなっています。

間税会の基本方針は「税務行政に協力することを基本理念として、税知識の周知徹底を図るとともに、税制及び執行に関する提言活動を進める。」また、「組織の拡大・強化と財政基盤の強化に努め、会の活性化と発展を期する。」とされ、その理念の下、様々な活動を展開しているところです。

そのような中、免税事業者が取引から排除される恐れがあるなどの問題から、間税会として、慎重な導入を提言してきたインボイス制度が、今年の10月からの導入と近づいてきました。間税会としては、提言活動とは別に戸惑いや間違いが生じないよう今後も周知を図っていくことが大事であると考えております。

いずれにしましても、何事も組織の基盤がしっかりとしていかなければ成し得ないことであり、そのためには更なる会員増強と財政基盤の強化を図っていく必要があると考えております。

全間連の会員増強の取組としては、「令和5年4月1日現在の会員数を、令和4年4月1日現在の会員数に対して20%の純増を図る。」こととされておりますが、今後とも皆様のお力添えをお願い申し上げます。

また、令和6年9月26日に全間連第51回通常総会が札幌で開催されることとなりました。この大会が成功するためには、会員皆様のご協力と更なる会員増強が不可欠であります。何卒ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

令和4年度 納税表彰受彰おめでとうございます! 敬称略

国税庁長官表彰

市町峰行

全国間税会総連合会 理事  
北海道間税会連合会 副会長  
苫小牧間税会 会長



札幌国税局長表彰

橋本靖弘

北海道間税会連合会 常任理事  
札幌西間税会 副会長  
札幌西間税会 事務局長



竹内芳郎

北海道間税会連合会 常任理事  
室蘭間税会 副会長



寺迫公裕

北海道間税会連合会 常任理事  
深川間税会 会長



税務署長表彰

川村惺馬

札幌北間税会 理事



鈴木憲一

札幌南間税会 常任理事



吉中慎治

札幌西間税会 常任理事



後藤一昭

札幌東間税会 副会長



高橋国臣

旭川中間税会 監事



正岡一男

釧路間税会 監事



# 全国大会に行ってきました!!

去る令和4年9月9日（金）に開催された第49回全間連通常総会等（長崎大会）に、北間連から戸澤会長以下総勢10名で参加しました。令和6年9月26日の札幌大会を見据えての視察も兼ねての参加です。

当日は北海道の人間には暑すぎるくらいの好天に恵まれ、羽田空港乗継組と福岡空港からのJR乗継組とに分かれて現地に集合。私は羽田乗継で長崎空港へ、長崎空港では早速、地元間税会スタッフのお出迎えがあり、会場までの交通機関の説明を受けました。

会場はJR長崎駅直結の「出島メッセ長崎」。「出島メッセ長崎」は令和3年11月1日に開業したばかりの国際会議もできるコンベンションセンターで、まだ新築の匂いがする立派な施設でした。

そこに、全国から500名以上の会員が集合し、正副会長会議、常任理事会、青年部会長会議、女性部会長会議、通常総会が行われました。会議終了後は記念講演（講師：増田明美）とお待ちかねの懇親会が行われました。

記念講演では増田明美さんの軽妙な語り口に時間を忘れて没頭。朝の連続テレビ小説「ひよっこ」でナレーションを務め、その後はマラソンを主題にしたNHK大河ドラマも狙っていたなど、ユーモア溢れる内容に大満足の1時間でした。そして、やはり、講演の始まりと終わりは走っての入退場でした。

その後1時間の休憩のあと懇親会となりましたが、例年だと立食パーティー方式ですが、今回はコロナ感染症の状況から着座式での実施となりました。



懇親会は地元の高校生による龍踊り（「長崎くんち」で奉納される勇壮な郷土芸能）で開幕。



途中、中国伝統芸能でお面が瞬時に次々と変わっていく「変面」（その仕組みは国家機密とされている）が会場を盛り上げました。



長崎は、「和・華・蘭（わ・か・らん）」の街とあって、和風、中華風、オランダ風が混在する異国情緒溢れる街でした。

着座式とあって、テーブル上にはお弁当と地酒が一本セッティングされていましたが、会場の両サイドには、日本酒コーナーと屋台コーナーが設置され、屋台コーナーでは「長崎皿うどん」「五島うどん」「握り鮓」「松浦アジフライ」「ローストビーフ」「海老のテルミドール」等が行列をつくりっていました。

日本酒は、福岡県・佐賀県・長崎県の各酒造組合からご協力いただいたそうです。

最後に、大会旗の引渡しが次回開催地の東京間税会に引き渡され閉幕となりましたが、次は我が北間連が東京大会で大会旗を引き継ぐことになるのかと、少々感慨深いものがありました。

北間連では全国大会実行委員会（委員長：秋庭青年部会長）を設置し、今後様々な検討を加えて、札幌大会を大成功に導きたいと考えておりますので、会員の皆様にもお力添えをお願いするかもしれません、その節は何卒よろしくお願い申し上げます。（南波）

令和4年度

# 「税の標語」たくさんのご応募 ありがとうございます

道内全域から6,681点の応募！

単会名	応募総数	入賞等	
		全間連入選	北間連会長賞
札幌中	273		10点
札幌西	5		1点
札幌北	143		5点
函館	395		9点
岩見沢	1,631	1点	20点
旭川中	913	1点	10点
旭川東	1,012	1点	12点
留萌	280		5点
室蘭	222		6点
北見	1,102	1点	25点
釧路	412		18点
十勝池田	72		5点
根室	221		10点
合計	6,681	4点	136点
※全国	501,589	285点	(参考)

令和4年度「税の標語」の応募数は6,681点と前年度（6,243点）に比べ438点の増加となりました。応募のあった間税会数は前年と同様13間税会となっていました。

審査の結果、岩見沢間税会、旭川中間税会、旭川東間税会、北見間税会から全間連の「入選」が1点ずつ合計4点選出されました。

そして「北間連会長賞（優秀賞）」には136点の作品が選出されました。受賞者の皆さんには「税を考える週間」等において、各間税会の会長、役員から賞状と副賞等が贈られています。

「税の標語」の募集は、税の標語を作る機会を通じて「税を知ってもらう」、「税について考えてもらう」という税の啓発等を目的に、間税会の重要な活動の一つとして取り組んでいるものです。

特に租税教育という面からも多くの児童・生徒に応募していただきたいと考えております。

今年度応募の無かった間税会におかれましても、来年度は応募があるような取り組みをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

## ○ 北海道から全間連の「入選」に選ばれた4作品です！（敬称略）

単会名	学校	名前	作品
岩見沢	岩見沢小学校	佐藤 雪乃	みんなの税金 社会を動かす力 しっかり学んでおさめよう
旭川中	中央中学校	杉森 碧	税のこと 知って気づく 大切さ
旭川東	東光中学校	安岡 奏音	輝く未来 一人一人の納税が 明日の日本を作ってる
北見	北中学校	木村 陽	繋いでく みえないたすき 納税で

## （参考）今年の全間連最優秀賞作品はこれだ！

単会名	学校	名前	作品
玉川	世田谷区立奥沢中学校	松尾 空	税金を 納める義務と 知る責任

## 「税の標語」各賞受賞者の皆さん 立派な作品でした

### ❖❖❖ 全間連「入選」・北間連会長賞等の皆さん ❖❖❖



札幌市立中央小学校の皆さん（札幌中間税会）

コロナ禍で学級閉鎖などがあり大変な中、表彰式等にご協力をいたいた関係者の皆さん、大変有難うございました。



札幌大谷高等学校の渡辺鉄兵さん（札幌西間税会）



札幌市立栄東小学校の皆さん（札幌北間税会）



税の標語表彰式（岩見沢間税会）



札幌北税務署では今年も税の標語が展示されました。（札幌北間税会）



旭川市のイオンモール  
旭川駅前店で開設した  
「TAX SQUARE2022」  
で展示された入賞作品



旭川市立東鷹栖中学校の皆さん（旭川中間税会）



浦幌町立浦幌小学校の皆さん（十勝池田間税会）



函館市立柏野小学校の皆さん（函館間税会）



函館市立青柳小学校の皆さん（函館間税会）

## 令和4年度「消費税等に関するアンケート調査」の結果について

令和4年度「消費税に関するアンケート調査」は、調査依頼件数780件のうち588件の回答（回答率75.4%）となっており、前回（80.5%）と比べ5.1ポイントの減少となっています。

### ■ (参考)過去5年間の回答率の状況 ■

年 度	平30	令元	令 2	令 3	令 4
回答率(%)	86.7	84.4	84.9	80.5	75.4

残念ながら、最低ラインの80%を下回る結果となってしまいました。

このアンケートは、間税会の重要な活動の一つである「提言活動」の礎になるものです。回答数は多いほど「提言活動」の重みが増します。皆さんのご理解とご協力で、回答率は80%以上を維持しましょう！

◎アンケート項目別の回答状況は下記のとおりです。

(赤字は全国の数値)

調査項目	設問	回答件数	構成比(%)
1 総額表示について 総額表示義務に関する評価・見方	①「税込価格」を一目で分かるように、行政指導を徹底すべき。	326 (5,609)	55.5 (54.1)
	②特に問題ない。	240 (3,940)	40.8 (38.0)
	③「税抜価格」表示の方が良い。	20 (517)	3.4 (5.0)
	④分からない。その他。	2 (296)	0.3 (2.9)
	計	588 (10,362)	100.0 (100.0)
2 インボイス制度について インボイス制度導入のための準備状況について	①登録申請書の提出、システム入替、改修等の準備作業は進行中である。	162 (2,569)	27.6 (24.8)
	②登録申請書は提出したが、それ以外は殆ど行っていない。	126 (1,611)	21.4 (15.5)
	③登録申請書の提出を含め、特に何もしていない。	277 (4,239)	47.1 (40.9)
	④その他。意見。	23 (1,943)	3.9 (18.8)
	計	588 (10,362)	100.0 (100.0)

アンケート調査では、次のような意見が寄せられています。(抜粋)

※意見の後にある(数字)は同様な意見の数。

### ～総額表示関係～

- 税抜価格よりも税込価格を大きく表示すべき。
- 請求書・領収書ともに税抜価格、税額(率)を表示すべきである。
- 表示方法の変更が重なり、事業者毎に解釈の違いが生まれているが、消費者側の慣れもあり、当面対応は不要。
- どちらでも良いので、統一してほしい。
- 新聞チラシの大部分は、本体価格を大きく税込価格を小さく表示して誤認させるので、全て総額表示とすべき。

## ～インボイス制度関係～

- インボイス制度反対（9）
- インボイス制度はシステムの対応や実務上の負担増、取引先との折衝やそもそもその取引の見直し、税負担増への対応に苦慮している部分が多くある。特に、免税事業者や個人に対する支払いにおいて実態の把握や取引継続の可否等判断が必要であることもあり、要件の緩和など検討していただけないか。（6）
- インボイス導入にあたり、コロナ感染拡大で準備期間及び経費の観点から導入延期又は猶予期間延長がよい。（2）
- インボイス制度の研修を受けたが、実際どうしたらよいものか、非常に分かりづらく不確かな事項が多い。（2）
- インボイス制度の問題について、もっと声を上げるべき。
- 「区分記載請求書等保存方式」の継続適用を強く希望する。
- 周りの話を聞いていると、準備の進んでいない企業が多いです。
- 仕入先がほとんど大手課税事業者のため、業務上なんの問題も発生しておりません。
- 制度が複雑化して事務が煩雑化するばかり。システム改修も簡単にいかず、必要情報も少なく準備期間が少ない。
- インボイス制度のための事務の見直しやシステム変更が容易でない。従来の「区分記載請求書等保存方式」を望む。
- インボイス制度にあたって記帳義務等が煩わしい。（電子帳簿保存法の問題もある。）簡素化できないか。
- 負担増の無責任な方策である。
- まだ申請はしていないが、社内で制度理解の勉強会を開催するなどの対応をしている。
- インボイス制度は大変。作業が細かく、2人の事務員では無理で増員すると赤字になるかもしれない。
- 税務署のインボイスセミナーで情報収集できた。同様のセミナーを要望。免税事業者向けのセミナー開催を要望。
- インボイス制度の必要性が分からぬ。

## ～その他～

- 単一税率にしてほしい。（20）
- 制度が複雑化していて分かりづらい。（7）
- 消費税は減税又はゼロ税率にすべき。（4）
- 税制の改正期間が早すぎる。次から次へと変えるのに定着する時間がほしい。
- コロナの経済回復の為に税が投入され、その借金の返済のため、高額な「コロナ税」ができるのではないか。（3）
- 税率の変更等、年度中途ではやめて欲しい。
- 税率の変更はシステム等、大きなコスト負担である。
- 値上げの嵐の中、生活が厳しくなってきています。一時的に消費税の撤廃を考えるべき。
- 価格転嫁ができていないため、消費税負担が重すぎる。
- 人件費は仕入控除にならないが、派遣（外注費）はなるためリストラが増える。
- 消費税はもっと上げて、他の税は無くしても良いと思う。また、消費税の納税も1月に一度にしてはどうか。
- コロナ禍で消費が低迷し事業経営が厳しい中、時限的に消費税率を下げる政策も必要。
- 消費税のみ諸外国に比べて低いとアピールするが、他の税についても触れるべき。
- 現行の消費税は廃止し簡素な売上税を導入すべき。現行制度では医療・介護制度が崩壊する。

## ～消費税以外～

- ガソリン税などの二重課税は廃止すべきである。（8）
- たばこ税を値上げし禁煙を進める。（2）
- かつての贅沢税のようなもの（貴金属、高級車）が良い。その代わり住宅や食品等は安くする等、メリハリを。
- スタートアップ企業が生まれやすくなるための優遇が必要。このままでは日本は最先端から遅れ活力も失われる。
- たばこ税、酒税、ガソリン税、軽油引取税、所得税、住民税、自動車税、自動車重量税の軽減を要望する。
- 政府が行っている元売りへの補助金支給はタイムラグがあり不公平感もある。法人・個人が確定申告で使用量に応じた還付を受ける方が公平感が担保されると思う。もちろん、還付財源は揮発油税。
- 印紙税は、電子契約等の増加が進むと予想され、先進国で印紙税導入国が少なく廃止も含め検討してほしい。（3）
- 内部留保を増加させた企業には、新たな税制で課税すべき。
- 相続、贈与の実務に役立つセミナー等があると良い。現役を退く世代は個々で対策を考え、情報が不足している。

## ● ● ● ● ● アンケートを踏まえた提言活動 ● ● ● ● ●

①令和4年11月1日　自由民主党の「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し要望。

②令和4年11月2日　立憲民主党・国民民主党財務金融合同部会に出席し要望。

## 活動だより

### ◆ワイナリー収穫体験・試飲ツアー

10月12日（水）、岩見沢間税会及び在札5間税会並びに青年部会、女性部会の共催によるワイナリー葡萄収穫体験と試飲ツアーを開催しました。



前日までのぐずつい空模様が嘘のような秋晴れの下、参加者総勢31名が三笠の滝沢ワイナリーで収穫体験を行いました。滝沢ワイナリーは自社で葡萄を栽培し高品質のワインを醸造する評判のワイナリー。

丁寧な説明のあと、葡萄畑で実際のワイン用葡萄の収穫を行いました。

「自分の飲む分は採る。」と葡萄を山盛り収穫する者。葡萄だけでは飽き足らずキノコを探し出す者等様々な体験をした後、お待ち



かねの「試飲」を秋晴れの太陽の下で行いました。

素晴らしい天気、多少の労働、美味しいワインという三拍子揃った最高のひと時を過ごしました。

試飲の後は、三笠の「太古の湯」で食事（宴会）と入浴を行い、久し振りのレクに充実感溢れる一日となりました。

### ◆増毛へGO！——札幌北間税会・青年・女性部会

9月28日（水）、札幌北間税会がバス旅行を実施しました。行先は鶴尾会長の故郷「増毛」。札幌サンプラザを出発し、オロロンラインを北上、あいいろーど厚田、国稀酒造、フルーツ狩り、寿司のまつくり、遠藤水産でお買い物等盛沢山の行程。

天候にも恵まれ、参加者一同大満足の一日でした。



### ◆快挙！組織増強功労者表彰 ——札幌西

9月9日（金）、モデル会に指定されていた札幌西間税会が、全間連第49回通常総会の席上、全国で唯一、会員増強目標を達成した間税会として表彰されました。

当日まで、全国で唯一とはつゆ知らず、壇上で表彰を受けた福島会長は、これも会員皆様のお陰と、大変光栄な表情を浮かべていました。



## ◆事務局長会議

8月29日（月）、当初全間連事務局で実施予定だった全国事務局長会議が、コロナ感染の影響からWEBにより開催されました。今年は、青年部会（6/21）、女性部会（6/24）と軒並みWEBでの開催となりました。WEBとはいっても全国の参加者（12名）とは初めての対面であり、WEB会議初体験の北間連事務局は、一抹の不安を覚えつつも議論に参加。組織強化の具体的な方策等について話し合いました。

このWEB会議の方法は、広大な面積と気象条件の厳しい北海道では、今後よりスタンダードになっていくのではと、考えさせられる会議でした。



## —全間連

## ◆第51回全間連通常総会(札幌大会)準備委員会

## —北間連

10月17日（月）、令和6年9月26日（木）開催予定の「第51回全間連通常総会（札幌大会）」に向け、第一回準備委員会を開催しました。メンバーは在札間税会の会長及び青年部会長・女性部会長。昨年9月9日に開催された第49回長崎大会の視察状況を参考に、2年後の大会成功に向け一致団結の契機としました。

実行委員長に秋庭征富北間連青年部会長（札幌南）が就任され、今後は実行委員会として在札青年部会・女性部会が中心となって開催していくことが了承されました。

## ◆税団協協議会

## —北間連

9月30日（金）、札幌国税局と税団協（北間連、道税理士会、道青連、道法連、道納連）との協議会がニューオータニイン札幌で行われ、国税局関係課長から税務行政の現状について説明があり、消費税課長からは、インボイス制度導入に向けた早期登録申請の呼び掛けがされました。

## ◆税の作文(道納連主催)審査会

## —北間連

10月6日（木）、道納連が主催する「中学生の税の作文」の審査会に北間連事務局から専務理事が参加しました。

予備選考で選ばれた30編を採点する作業をしながら「自分が中学生の頃にこんな立派な作文かけたかなぁ～？」と感心しきりの一日でした。



## ◆税を考える週間行事(札幌国税局長講演・税の作文朗読会)

## —税団協

11月11日（金）、3年振りに「税を考える週間」行事の「札幌国税局長講演」と「税の作文の朗読会」が、札幌プリンスホテルで開催されました。

上良札幌国税局長からは、税務行政の現状と課題について、映像を交えながらの講話をいただきました。



また、「税の作文の朗読会」では次代を担う中学生5名が、自らの体験と税に関する意義や役割について、自身の考え方を書いた作文を朗読しました。

内容はどれも素晴らしく、会場の聴衆は関心しきり、拍手もたくさんいただきました。



消費税

事 業 者 の 方 へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

**インボイス発行事業者となるためには、  
登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請**が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、**インボイス発行事業者の登録**を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の**任意**です。  
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早めのご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



### 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！  
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## 「インボイス」とは

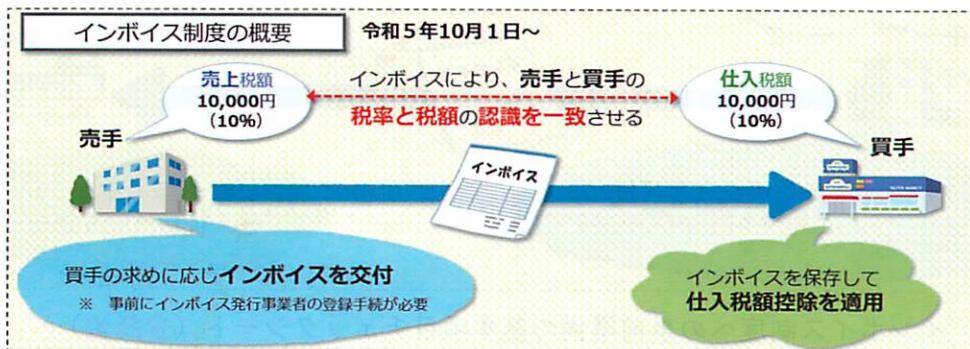
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 「インボイス制度特設サイト」

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中！

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクも  
ご案内しております。

インボイス制度  
特設サイト



## 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、  
AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、  
ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問  
にお答えします！



税務職員ふたば

インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への  
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年12月改訂)

## 国 税 広 報

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月  
(令和4年12月改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。
- 現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

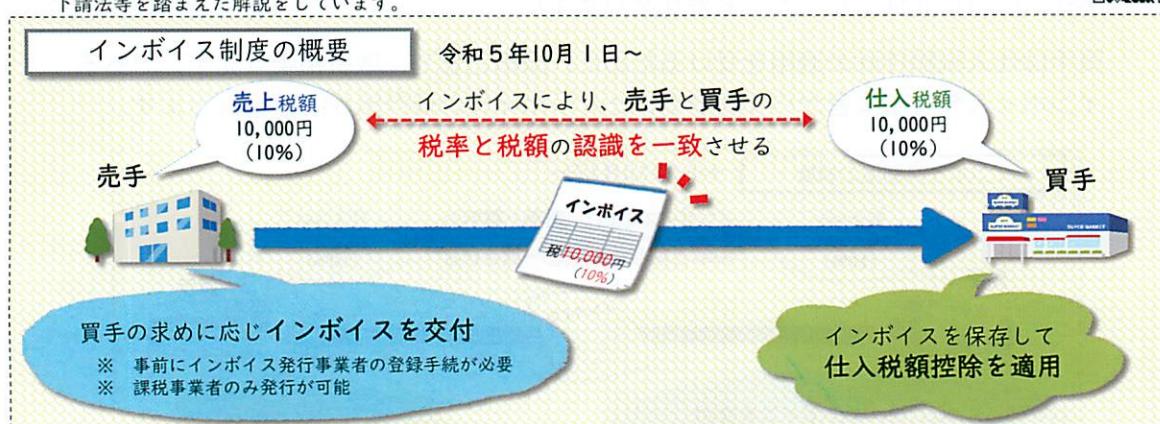
## ① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁  
ホームページへ

## ② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&amp;A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会  
ホームページへ

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



## まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行なう必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

## 国 税 広 報

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
  - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
  - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
  - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう**
  - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
  - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
  - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
  - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
  - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう**
  - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
  - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
  - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
  - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
  - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう**
  - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
  - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
  - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
  - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
  - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
  - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
  - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
  - 電子帳簿保存法のスキヤナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
  - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
  - インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
  - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

## 【第51回全間連通常総会（札幌大会）の日程等が確定！】

日程：令和6年9月26日（木）

場所：ロイトン札幌（札幌市中央区北1条西11丁目）

### “北間連事務局では「ダイレクト納付」をやっています！”

「ダイレクト納付」とは、税金のキャッシュレス納付の一形態で、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付する方法です。

キャッシュレス納付には「ダイレクト納付」の他、「振替納税」「インターネットバンキング納付」「クレジットカード納付」などがありますが、「ダイレクト納付」はe-Taxで申告されている方や源泉所得税など頻繁に納付手続きをされる方にオススメな方法で、北間連では、源泉所得税の納付の時に「ダイレクト納付」を利用しています。

簡単・確実・安心・便利で、パソコンやスマートフォンからの簡単な操作で預貯金口座からの振替で納付を済ませられます。「徴収高計算書」も一緒に作成できます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付は推奨されます。

皆さん是非やってみませんか！ 手続きは簡単！ 時代は「e-Tax」ですよ！



### 編 集 後 記

☆会員の皆様には、ご健勝にて新年をお迎えのこと、心からお慶び申し上げます。

☆この原稿を書いている令和4年11月中旬は、新型コロナ感染症の第8波が押し寄せ、全道で



1万人超の過去最多の新規感染者が発生している頃。残念ながら、早めの判断で令和5年1月に予定していた賀詞交歓会等を中止とさせていただきました。どうかご理解を！（来年こそは！）

☆「導入当初、簡素な税制とされていた消費税。累次の改正で複雑化し、結果として納税者の事務負担が増加。「税」とりわけ国の重要な基幹税の消費税については、もっと簡素で分かりやすく、納税者の負担が少ないものであるべき。」と考えているのは私だけでしょうか。

### 募集中です！

会員の皆様からの様々な活動情報や写真等を事務局へお寄せください。

◎メールアドレス↓

[hokkanren@rapid.ocn.ne.jp](mailto:hokkanren@rapid.ocn.ne.jp)

### 小咄

ある官庁で、「働くお父さん」の姿を子供達に実際に見てもらおうと、職員の家族の職場見学が行われました。当日、職員の奥様方が小さな子供達を連れて職場へ、子供達は、初めて見るお父さんの働く姿に驚きと羨望の表情を見せたり、ソファで飛んだり跳ねたりの大騒ぎ！

その様子を見ていたある幹部職員が言いました。

「かわいいな～」

部下職員も「かわいいですね、子供達」

するとその幹部は「いや奥さん達が…」

部下「……………。」

その幹部は単身赴任が長く続いていました。 😊

### 《今月の表紙》

札幌市北区屯田にある防風林を孫と散歩中の写真です。ハルニレ、ナナカマド、ポプラ、白樺などの紅葉と線上に伸びた風景がとても気に入っています。平成16年には「美しい日本の歩きたくなる道」500選にも選ばれているそうです。（南波）